

2020年6月11日

東北経済産業局

## 株式会社大沼友の会の還付手続きはお済みですか

受付は6月30日までです

東北経済産業局は、株式会社大沼友の会会員の債権について、割賦販売法に基づく還付の申出を受け付けています。

還付を希望する同友の会会員の方は、受付期間内に債権の申出書を、(1)東北経済産業局に郵送、(2)東北経済産業局に直接持参、のいずれかの方法により提出してください。

受付期間経過後は、提出いただいても一切受け付けられませんので、御注意ください。

### 1. 債権の申出書の受付期間

2020年4月13日(月曜日)から同年6月30日(火曜日)(郵送の場合は当日消印有効)

### 2. 債権の申出に必要な書面

#### (1) 申出書

#### (2) 還付を受ける権利を有することを証する書面

##### ① お買物券をお持ちの場合

お買物券(実物)、友の会会員証(原本、保有している場合)

##### ② 積立金がある場合

・友の会発行の領収書(全ての積立回数分)

・口座引き落としの場合は、通帳の写し(口座名義人の記載がある箇所、友の会による引き落としの記載がある箇所(全ての積立回数分))

・友の会会員証(原本)

#### (3) 本人確認のための公的証明書の写し

運転免許証、被保険者証 等

### 3. 債権の申出書の入手方法

友の会会員の方には、東北経済産業局から郵送しております。

また、東北経済産業局のホームページからもダウンロードできます。

東北経済産業局ホームページ:

[https://www.tohoku.meti.go.jp/s\\_syohisha/topics/200413.html](https://www.tohoku.meti.go.jp/s_syohisha/topics/200413.html)

### 4. 債権の申出に必要な書面の提出方法

#### (1) 郵送

受付期間内(当日消印有効)に、以下宛に郵送してください。

郵送先 〒980-8403 仙台市青葉区本町三丁目3-1 仙台合同庁舎B棟3階

東北経済産業局産業部消費経済課 宛

なお、確実な到着のために、簡易書留郵便等の利用をお勧めします。(ただし、費用は申出人が御負担ください。)

(2)東北経済産業局に直接持参

受付場所 上記(1)郵送先のとおり

受付時間 9時30分から18時00分(土・日曜日、祝日を除く)

5. お問い合わせ先(還付手続専用)

東北経済産業局産業部消費経済課

電話:022-208-6775 FAX:022-208-6239

(本発表資料のお問合せ先)

東北経済産業局 消費経済課長 渡辺 正明

担当者:奈良崎(ならざき)、武田

電話:022-221-4917(直通)

FAX:022-224-1466